

十島村公共工事入札参加者の皆様へ

本村の公共工事の入札においては、次の事項に留意してください。

- 1 見積りの根拠資料となる「工事費内訳書」の提出が平成 27 年 7 月 1 日より義務付けられています。
入札時、入札書に添付して提出してください。
- 2 「工事費内訳書」はできるだけ村が示した様式を使用してください。
なお、記載する工種については、工事ごとに村の示す工種のみに対し、見積額を記載してください。
村の示す工種が記載されていれば、各企業が独自で作成された様式を使用しても差し支えありません。
※記載額は、入札額ではなく閲覧設計書に基づいた見積額を記載してください。
- 3 提出された工事費内訳書は、その内容を審査します。
提出された工事費内訳書は、審査します。
その内容が標準的な積算と比較して大幅に異なっている場合等には、内容の説明を求めることがあります。
- 4 提出された工事費内訳書は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 提出された工事費内訳書は、返却いたしません。
 - (2) 提出された工事費内訳書は、入札関係書類（公文書扱い）として保管し、情報公開の対象となります。
 - (3) 提出された工事費内訳書の引換え、変更または撤回（取消）は認めません。
 - (4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。
- 5 次に該当する入札参加者の入札行為は、無効の取り扱いとなりますので注意してください。

(1) 未提出の場合	①	工事費内訳書が提出されていない場合
(2) 未提出であると認められる場合	②	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合（白紙の場合も含む）
	③	工事費内訳書と無関係な書類である場合
	④	他の工事の工事費内訳書である場合
	⑤	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札により工事内訳書が提出される場合を除く）
	⑥	入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合

※項目（日付、契約担当者、住所、氏名（商号）、工事名、工事場所等）の誤字、脱字、記載漏れは、無効の取り扱いとなる場合がありますので、ご注意ください。

- 6 電子入札システムで提出する場合の留意事項
 - (1) 工事費内訳書は、村の定める種類のファイルとすること（エクセル、PDF）
 - (2) 提出するファイル名は、（会社名）＋（工事名）とすること。
例：(株)〇〇建設△△工事.xls、(株)〇〇建設△△工事.pdf など。
（工事名については、工事箇所、工区名が判別できれば簡略化してよい。）